資料 3

施策の方向性1 食品事業者のコンプライアンスを高め、自主管理を向上するための施策の充実

No	プラン名	プラン策定の考え方	事 業 内 容 *	計画目標	委員からの主な御意見
110					
	都内農産物の安全確保の推進	農産物の生産工程に沿って管理内容をチェックし、リ	(1) 東京都GAPの推進	(1) 東京都 G A P の普及	小規模農家等、生産履歴の記録が十分でな
	(東京都GAPの推進)	スク管理を行う手法(GAP)の導入を推進する。	(2) 土壌残留性農薬(ドリン系)の残留調査	(2)及び(3)	い例もあるので、これらの対策についても配
		また、都内農産物の残留農薬調査や土壌残留性農薬の	(3) 都内農産物の残留農薬調査	農産物の生産指導の充実	慮してほしい。
		残留調査を実施し、検査結果等をフィードバックするこ			
		とにより、生産者による安全な都内農産物の生産に役立			
		てる。			
	プラン6をリニューアル				
2	生産情報提供食品事業者	農薬の使用方法などの生産情報を積極的に提供してい	(1) 登録制度の運営	(1) 登録制度の運営	JA 等が実施しているトレーサビリティの
	登録制度の促進	る事業者を都が登録し、公表する制度を普及することに	ア 事業者登録の推進	ア 登録事業者数の拡大	取組など他の方法との関係を検討すべき。
		より、都民が安心して商品を選択できる施策を促進する	イ 他団体との連携構築	イ 他団体の制度との提携	
			ウ 制度のPR	ウ 登録制度の普及	
			(2) 登録制度の信頼性確保	(2) 登録制度の信頼性確保	
			ア 外部委員を含めた登録審査会の開催	ア 登録審査会の開催	
			イ 登録事業者の調査	イ 実地調査・情報提供状況調査	
	プラン2を継続				
3	食品事業者が取り組む自主的	食品事業者に対する都民の信頼を確保するためには、	(1) 食品事業者のコンプライアンス向上支援	(1) 食品事業者のコンプライアン	事業者や都民等の取組を奨励する制度(情
	な衛生管理の推進	食品事業者の法令遵守や、適切な危機管理対応が求めら	ア コンプライアンスセミナー(仮)の開催	スの向上	 報公開、表彰など)を盛り込んで欲しい。
		れる。	イ 食品安全推進キャンペーン事業の実施		
		このため、食品関係事業者を対象に、衛生管理体制の	ウ 自主的衛生管理に取り組む事業者を紹介す		自主管理認証制度について、機会があるご
		整備や顧客対応などの内容を中心としたセミナーを開催	るサイトの開設		とに広報するなど、もっとアピールして普
		し、事業者の食品安全推進体制の整備を支援する。	(2) 食品衛生自主管理認証制度の普及	 (2) 食品衛生自主管理認証制度の	及すべき。
		また、商品の情報開示や消費者との意見交換など、事		普及	│ │ ISO や HACCP など、すでに取組を実施して│
		業者が積極的に行っている先進的な取組について、他の	イ都民への制度の普及		いる事業者も多い。これら他制度と連携す
		事業者へも広く普及させるための施策を展開する。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		るような制度にすれば、事業者への負担が
		加えて、食品衛生自主管理認証制度を普及させ、事業			減り、登録件数が伸びるのではないか。
		者による自主的な衛生管理に関する取組を推進させる。	い自及 工 制度の信頼性確保		
		「日にみる日工りは削工日柱に戻りる玖組で推進させる。	・ 一型反び107811年11年117		小規模事業者など、衛生管理の基本的な部
					分の取組が必要な事業者へは、都が積極的
					に働きかける必要がある。
	プラン1をリニューアル				

施策の方向性 2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実

	間がけっぱ、別たに我相切クラクに血りだがた事業				
No	プラン名	プラン策定の考え方	事業内容*	計画目標	委員からの主な御意見
4	緊急時における危機管理	食品による健康被害が発生した場合において、関係各	(1) 関係機関との連携体制の構築	(1) 緊急時における関係機関との	食中毒などの安全対策と表示偽装などの
	体制の整備	局が連携し、関係機関の協力のもと、被害の拡大防止、	ア 国、関係自治体との連携	連携体制の構築	安心対策、フードディフェンスに関するこ
		再発防止を図る。	イ 警察等関係機関との連携		となど、健康へのリスクの程度によって明
			ウ 食品安全対策推進調整会議(東京都消費生		確に区別すべき。
			活対策推進会議特別対策班)の運営		事故の発生は予測不可能であり、防止策は 事なの発生は予測不可能であり、防止策は
			(2) 緊急時の情報の収集・発信(より効果的な方法	(2) 緊急時における迅速かつ正確	事成の完主は予劇不可能であり、防止泉は 既になされている。むしろ発生時の対処方
			の検討及びその活用)	な情報提供	
			(3) 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施	(3) 緊急時における迅速かつ適切	法を確立すべき。
			ア 中央卸売市場における安全・品質管理者	な対応	広域的な事案の訓練は、事業者を加えて実
			(SQM)の机上訓練		施できると良い。
			イ 食品衛生監視員を中心とした関係職員の訓		
			練の実施		
	プラン4をリニューアル		(4) 健康危機管理センター(仮称)開設(H24)に	(4) 健康危機管理体制の構築	
			向けた体制整備		
5	食品安全に関する情報収集と	食品の安全に関する様々な情報を収集、分析し、それ	(1) 今只安全桂起领师禾昌今月上又领师	(1) 食品安全に関する情報を分り	 食品安全に関する誤った認識による情報
3	評価		(1) 艮四女主情報計 安良云による計	やすく都民に提供	に対して、見解などを発信する活動がある
	可工	影響を未然に防止するための施策に反映させていく。	 (2) 食品中の有害化学物質汚染調査の実施	(2) 有害化学物質の汚染調査結果	とよい。また、そうした情報が HP で一元
		影音を不然に例正するための他衆に及吹させていく。	(2) 長四年の有苦化子初負/7末過量の美地 	の集積・解析、都民への公表	的に見られるとよい。
			 (3) 海外情報など食品安全に関する情報の収集	(3) 有用な海外情報等の活用 (4) 食品等に係る安全性に関する 調査を適宜実施	りに売られるとよい。
			(4) 消費生活条例に基づく調査等の活用		評価対象の検討には、事業者や消費者から
			(4) /月頁主/山赤例に参りて調査寺の/山田		の意見も考慮してほしい。
				明点では且大ル	 5年先までのプランなので、新しいリスク
					についての評価を期待する。
					にしいての計画を物句する。
					問題がないことが公表されれば風評被害
					等の対応にもなり、今後も継続してほし
					l I _o
	プラン3をリニューアル				
	777337-177				

施策の方向性 2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実

	MAD 17 16、MICに採品的プラフに曲りたいと手来				
No	プラン名	プラン策定の考え方	事業内容*	計 画 目 標	委員からの主な御意見
6	「健康食品」による健康被害	いわゆる「健康食品」による健康被害を防止するとと	(1) 流通市販品に対する監視指導	(1)違反・不適な商品の排除	事業者に対し、効能・効果表示などの違反
	を防止する	もに、医薬品成分を混入させたものや、虚偽・誇大に表	(2) 健康被害事例専門委員会の運営	(2)医療機関等への迅速な情報提供	事例を多く示してほしい。
		示された製品が流通することのないよう、監視指導を実	(3) 事業者講習会の開催	(3)「健康食品」を取り扱う事業者	
		施する。	(4) 福祉保健局サイト「健康食品ナビ」や啓発資	の自主的衛生管理の推進	
		また、事業者を対象に関係法令の周知を図るための講	材等を通じた都民への普及啓発	(4)「健康食品」に関する情報提供	
		習会を開催するとともに、健康食品の正しい利用方法に		の充実	
	プラン8を継続	ついて、都民への普及啓発を行う。			
7	輸入食品の安全を確保する	輸入冷凍餃子の事件等の発生により、輸入食品に対す	(1) 専門監視班による監視の実施	(1)都内に流通する輸入食品の安全	検査は、使用実態の多いものを優先的に実
		る都民の不安は強く、これらに対する安全性の確保が求	(2) 輸入農産物等の検査の実施	確保	施するなど、必要性を検討して対象や項目
		められている。	ア 輸入農産物の残留農薬、遺伝子組み換え食	(2)効果的な検査の実施	等を設定すべき。
		専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫	品、放射能検査		
		などを対象に、重点的な監視指導を実施する。	イ 輸入畜水産食品の残留抗菌性物質等の検査		
		また、輸入事業者を対象に、違反事例や関係法令に関	ウ 輸入加工食品の指定外添加物等の検査		
		する最新の情報を提供し、輸入事業者における自主的な	(3) 海外で使用される残留農薬等の検査法の開発	(3)検査法の開発	
		衛生管理の推進を図る。	(4) 輸入事業者講習会の開催	(4)及び(5)	
			(5) 専門監視班による輸入事業者の自主管理推進	輸入事業者の自主的な衛生管理	
			事業	の推進	
	プラン5をリニューアル				
i		1	1	1	

施策の方向性3 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実

No	プラン名	プラン策定の考え方	事業内容*	計画目標	委員からの主な御意見
8	食物アレルギーに関する理解	食物アレルギーでも安心して生活できる環境づくりの	(1) 児童施設・学校におけるアレルギー性疾患の	(1) 食物アレルギーに対する都民	
	を深める	ために、都民・事業者に対する食物アレルギーに関する	相談等に係る人材の育成	の理解の促進	
		正しい知識の普及啓発や、アレルゲンの検査方法の確立	(2) アレルギー表示に係る検査体制の強化	(2) 適正なアレルギー表示を推進	
		等を行う。	ア 検査方法の改良		
			イ えび・かにの検査法の検証		
	新規プラン		(3) 食品の製造段階でのアレルギー物質混入防止	(3) 食品製造施設におけるアレル	
	371 776 7 7 7		に向けた技術指導のモデル事業を実施	ギー物質混入のリスクの低減	
	A D			// A D + - 1	
9	食品表示に関する知識を広		(1) 消費者庁など関係機関との連携	(1) 食品表示に関する関係機関と	
	め、適正表示を推進する 	正確な情報を提供し、都民が食品に対する理解を深め、	ア 東京都食品表示監視協議会の開催	の連携体制の構築	
		合理的な商品選択ができる環境づくりを進める。	(2) 適正表示推進者育成講習会等の開催	(2) 食品事業者を対象とした食品	
		また、食品表示は様々な法律が関わっているため、関	ア 適正表示推進者育成講習会	の適正表示推進者育成講習会	
		係機関との連携を行い、適正表示を推進する。 	イ 育成講習会受講者を対象としたフォローア		
			ップ講習会	(3) 消費生活調査員に対する研修	
	プラン9をリニューアル		ウ 適正表示推進者設置事業者の公開	の実施や都民に対する表示の	
			(3)表示に対する正しい知識の普及	知識の普及	
			(4) DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の		
40	\$0.70 T. 0.4 H.O.		実施	の確認	+ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
10	食の安全・安心のための	食品の安全について、都民、事業者、行政などの関係	(1) わかりやすい情報の提供	(1)食品安全に関する正しい知識の	
	リスクコミュークーションの允美 	者が相互理解を深めるための施策が求められている。	アーホームページでの情報提供の充実	普及	かをきちんと把握するべき。
		これまで実施してきた情報発信の方法について、関係			食品についての情報が一括して体系的に
		者の意見を踏まえた検証を行い、情報提供の方法を充実	(情報の一元化)		公開されている場があるとよい。
		させる。	・対象者別(都民、事業者)の情報提供の充実		れが発信する は起 について
		また、都民へ食品安全に関する情報を伝達する人材に 対して、懇談会等による意見交換や情報提供を行い、効	イ 各種リーフレットなど普及啓発資材の作成 ウ 情報誌による情報提供		都が発信する情報について、どういう表現 なら消費者にわかりやすいかを事前にチェ
		対して、総談会等による息見交換や情報提供を1711、効 果的な情報発信のための連携を図る。	(2) 関係者による活発な意見交換	 (2)関係者の相互理解の促進	なら消真省にわかり とすれかを事前にデエ ックする機能があるとよい。
		木町な情報光信のための建携を図る。 	(2) 関係者による活光な意見文操 ア 都民フォーラムの開催	(2)	ックタる機能があるこよい。
			イ 「食の安全調査隊」による都が発信する情		5 年後に目指す目標値として、何らかの指
			報のわかりやすさに関する検証		標が必要ではないか。
			ウ 卸売市場における消費者事業委員会の開催		│ │ 一般の方向けのリスクコミュニケーター │
			エ 各種施策に対するパブリックコメントの実		養成講座ができるとよい。
			施		
			(3)食品の安全性情報を伝達する役割を担う人材と	 (3)定期的な情報交換	
	プラン 11 をリニューアル)		の連携	(), 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2,	
			(4) 児童を対象とした体験型セミナーの開催	 (4)科学に関する正しい知識の普及	
	プラン 11 をリニューアル			(4)科学に関する正しい知識の普及	